

平成15年3月3日

入国者収容所長 殿  
地方入国管理局長 殿  
地方入国管理局支局長 殿  
地方入国管理局出張所長 殿（下関，鹿児島）

法務省入国管理局長 増田 暢也

被収容者に対する隔離要領について（通達）

被収容者に対する隔離については，被収容者処遇規則及び通達等に基づいて行われているところですが，出入国管理行政に対する国民の関心が高まっている現状において，退去強制手続における被収容者についても人権を尊重した処遇が求められています。

そこで，収内の安全と秩序維持を図るため，被収容者をやむなく隔離する場合は，適法かつ適正に対処し，いやしくも被収容者の人権を侵害したなどとの批判を受けることがないように万全を期す必要があります。

については，被収容者に対する隔離に関して，下記のとおり要領を定めたので，周知徹底されたく通達します。

記

この要領は，被収容者処遇規則（昭和56年法務省令第59号。以下「処遇規則」という。）第18条に規定する隔離を適正に行うため，必要な事項を定めることを目的とする。

1 基本的考え方

隔離は，被収容者の逃走の防止，生命・身体の保護及び鎮静並びに施設内の規律維持を図るため，他の被収容者とは分離して個別の処遇をする必要があるときに行う措置であり，いわゆる懲罰とはその性格を異にし，隔離中であっても保安上支障がない範囲内でできる限りの自由を与えなければならないとの基本理念に留意する必要がある。

## 2 隔離の手続

- (1) 処遇担当の統括入国警備官（又はこれに代わる者。以下「処遇担当統括」という。）は、処遇規則第18条第1項の規定に基づき被収容者を隔離する必要があると認めるときは、別記第1号様式の報告書により入国者収容所長又は地方入国管理局長（以下「所長等」という。）に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前記（1）の場合において、所長等は、隔離を相当と認めるときは、別記第2号様式の隔離言渡書を作成の上、これを処遇担当統括に交付して隔離を指示するものとする。
- (3) 処遇担当統括は、被収容者を隔離するときは、当該被収容者に対し、隔離言渡書を読み聞かせなければならない。ただし、急を要するときは、隔離した後に読み聞かせることができる。
- (4) 処遇担当統括は、被収容者を隔離するときは、原則としてビデオによりその状況を撮影するものとする。

## 3 緊急時の隔離

- (1) 処遇担当統括は、処遇規則第18条第2項の規定に基づき被収容者を隔離したときは、速やかに別記第3号様式の報告書により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前記（1）の場合において、所長等が隔離を相当と認めないときは、処遇担当統括は、直ちに隔離を解除しなければならない。
- (3) 前記2（2）、（3）及び（4）の規定は、緊急時の隔離の場合に準用する。

## 4 隔離期間

隔離期間は、5日以内の必要な期間とする。ただし、隔離を継続する必要があるときは、3日以内の必要な期間ごとに隔離期間を継続することができる。

## 5 隔離の継続

- (1) 処遇担当統括は、隔離期間が満了する場合において、処遇規則第18条第1項の規定に基づき引き続き被収容者を隔離する必要があると認めるときは、別記第4号様式の報告書により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。
- (2) 前記（1）の場合において、所長等は、隔離の継続を相当と認めるときは、別記第5号様式の隔離継続言渡書を作成の上、これを処遇担当統括に交付するものとする。

(3) 前記2(3)の規定は、隔離の継続の場合に準用する。

#### 6 隔離の中止

(1) 処遇担当統括は、隔離中の被収容者について、隔離の必要がなくなったと認めるときは、直ちに別記第6号様式の報告書により所長等に報告し、その指示を受けなければならない。

(2) 前記(1)の場合において、所長等は、隔離の中止を相当と認めるときは、直ちに処遇担当統括にその旨を指示するものとする。この場合、処遇担当統括は、直ちに隔離を中止しなければならない。

#### 7 隔離中の留意事項

(1) 隔離中の被収容者については、その動静等を随時所長等に報告するとともに、看守勤務日誌に記載しなければならない。

(2) 被収容者の隔離に当たっては、身体検査を実施の上、自損等に供する危険物品を排除するなど、保安事故の防止に努めなければならない。

(3) 被収容者の動静及び健康状態に注意し、精神の安定を図るように努めなければならない。

#### 8 保護室へ収容する場合の留意事項

被収容者の隔離に当たり、保護室（入国者収容所及び地方入国管理局に設置されている単独室のうち、被収容者の生命・身体の保護及び鎮静並びに収内の秩序維持等を目的として、室内の突起物を極力排し内壁を柔らかい木製等としている隔離のための居室をいう。）へ収容する場合は、健康状態等心身に対する影響に配慮し、特に次の事項を厳守しなければならない。

(1) 保護室への収容は、24時間以内の必要な時間とする。ただし、当該時間を超えて収容を継続する必要があるときは、所長等の指示を受けて24時間以内の必要な時間ごとにその収容を継続することができる。

(2) 被収容者の動静を把握するため、モニター等により常時監視するとともに、原則としてその状況をビデオに録画しなければならない。

(3) 被収容者の健康状態に十分配慮するとともに、必要に応じて医師の診察を受けさせなければならない。

#### 9 本省への報告

隔離中、被収容者が受傷し、医師の診療を受けさせたときは、被収容者の身分事項（国籍、氏名、性別、生年月日）、隔離の事由及び期間、診療状況等を速やかに本省（警備課）へ報告しなければならない。

別記第1号様式

所 長 等		所 長 等 指 示			
可	否				
次 長		次 長 意 見	処 遇 首 席		首 席 意 見
可	否		可	否	
平成 年 月 日					
<p>〇〇入国管理センター所長 殿</p> <p style="text-align: center;">処遇担当統括入国警備官 印</p> <p style="text-align: center;">被収容者の隔離について</p> <p>以下の者は、被収容者処遇規則第18条第1項に基づき、下記のとおり隔離する必要があると認められるので報告します。</p>					
被収容者氏名					
国 籍					
性別・年齢		男・女 歳			
収容番号・居室		収番 ー (居室 ブロック 号室)			
隔離を必要とする理由					
適用条文		被収容者処遇規則第18条第1項第 号			
隔離期限		平成 年 月 日 時 分 から ( 日(時間)) 平成 年 月 日 時 分 まで			
隔離場所					
備 考					

別記第2号様式

隔 離 言 渡 書	
被 収 容 者 氏 名	
国 籍	
性 別 ・ 年 齢	男 ・ 女 歳
隔 離 理 由	
適 用 条 文	被 収 容 者 処 遇 規 則 第 1 8 条 第 1 項 第 号
隔 離 期 限	平成 年 月 日 時 分 から ( 日(時間)) 平成 年 月 日 時 分 まで
隔 離 場 所	
備 考	
<p>上記により隔離する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇入国管理センター所長 印</p>	
提 示	平成 年 月 日 時 分 入国警備官 印

別記第3号様式

所長等		所長等指示			
可	否				
次長		次長意見	処遇首席		首席意見
可	否		可	否	
平成 年 月 日					
○○入国管理センター所長 殿  処遇担当統括入国警備官 印					
被收容者の緊急隔離について（報告） 以下の者を，被收容者処遇規則第18条第2項により下記のとおり緊急隔離したので，同条第3項に基づき報告します。					
被收容者氏名					
国籍					
性別・年齢		男・女 歳			
収容番号・居室		収番 ー (居室 ブロック 号室)			
隔離を必要とする理由					
適用条文		被收容者処遇規則第18条第1項第 号			
隔離開始日時		平成 年 月 日 時 分			
隔離終了日時		平成 年 月 日 時 分 ( 日 (時間))			
隔離場所					
備考					

別記第4号様式

所 長 等		所 長 等 指 示			
可	否				
次 長		次 長 意 見	処 遇 首 席		首 席 意 見
可	否		可	否	
平成 年 月 日					
<p>〇〇入国管理センター所長 殿</p> <p style="text-align: center;">処遇担当統括入国警備官 印</p> <p style="text-align: center;">隔離の継続について</p> <p>以下の者は、被収容者処遇規則第18条に基づき、引き続き隔離を継続する必要があると認められるので報告します。</p>					
被収容者氏名					
国 籍					
性別・年齢		男・女 歳			
収容番号・居室		収番 ー (居室 ブロック 号室)			
隔離継続の理由					
隔離言渡期限		平成 年 月 日 時 分 から ( 日(時間)) 平成 年 月 日 時 分 まで			
新たな隔離期限		平成 年 月 日 時 分まで(通算 日(時間))			
備 考					

別記第5号様式

隔 離 継 続 言 渡 書	
被 収 容 者 氏 名	
国 籍	
性 別 ・ 年 齢	男 ・ 女 歳
隔離を継続する理由	
適 用 条 文	被 収 容 者 処 遇 規 則 第 1 8 条 第 1 項 第 号
隔 離 言 渡 期 限	平成 年 月 日 時 分 から ( 日 (時間)) 平成 年 月 日 時 分 まで
新 た な 隔 離 期 限	平成 年 月 日 時 分 まで (通算 日 (時間))
隔 離 場 所	
備 考	
<p>上記により隔離を継続する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">〇〇入国管理センター所長 印</p>	
提 示	平成 年 月 日 時 分 入国警備官 印

別記第6号様式

所長等		所長等指示			
可	否				
次長		次長意見	処遇首席		首席意見
可	否		可	否	
平成 年 月 日					
<p>〇〇入国管理センター所長 殿</p> <p style="text-align: center;">処遇担当統括入国警備官 印</p> <p style="text-align: center;">隔離の中止について</p> <p>被収容者処遇規則第18条第1項ただし書きに基づき、以下の被収容者の隔離を中止する必要があると認められるので報告します。</p>					
被収容者氏名					
国籍					
性別・年齢		男・女 歳			
収容番号・居室		収番 ー (居室 ブロック 号室)			
隔離期限		平成 年 月 日 時 分 から ( 日(時間)) 平成 年 月 日 時 分 まで			
中止の日時		平成 年 月 日 時 分 ( 日(時間))			
中止を必要とする理由					
備考					